

経営協議会議事要録

1. 日時 平成16年10月19日(火) 13:30~15:35
2. 場所 事務局3階 大会議室
3. 出席者 遠藤(学長・議長)
昆, 三國, 棟方, 神田, 藤田(正), 渡邊, 高橋, 石戸谷, 岡井, 小田切,
櫛引, 武田, 中村, 安田の各委員
永井監事
欠席者 藤田(喜)委員
事務局陪席 吉田総務課長, 千葉財務課長, 和田経理課長, 京野契約管理課長
4. 配付資料
資料1 平成16年度予算実施計画の追加配分(案)
資料2 国立大学法人弘前大学人事苦情処理規程(案)
資料3 会議記録に関する覚書
資料3-2 寒冷地手当法改正の要点
資料3-3 寄附申込書等
資料4 平成17年度「国立大学法人弘前大学」概算要求主要事項
資料5 国立大学法人弘前大学管理運営規則新旧対照表
資料6 第1次事務組織再編

議事に先立ち、各委員から追加及び修正の意見があった5月18日、6月15日及び7月20日開催の経営協議会議事要録(案)の確認が行われ、承認された。

5. 審議事項

議題1 平成16年度予算実施計画の追加配分について

議長から、平成16年度予算実施計画の追加配分(案)について諮りたい旨の発言があった後、三國財務担当理事から資料1に基づき、次のような説明があった。

今年度の予算実施計画の当初配分時には、附属病院の収入と運営経費が密接に関連していることから、病院収支の変動に対応するため、当該経費のうち、管理運営経費及び診療経費については全額配分とせず、90%相当額を配分し、10%については予備的経費として留保し、年度の収支状況を確認し追加することとされていた。

半期が経過した時点で、改めて病院の収支状況を確認したところ、収入見込額が当初見込額に比べて1,518万円の増収見込となった。また、支出見込額も当初見込額の範囲内で執行が可能という見込になったことから、当初留保していた7億3,685万円の追加配分の提案をするものである。

今回の病院収入見込額で当初の見込額より増収見込額となっている1,518万

円についても、新たな財源として適正な診療体制の維持及び病院収入の確保のために病院運営経費として併せて追加配分の提案をするものである。

引き続き、棟方委員から附属病院の状況について次のような説明があった。

附属病院では毎月経営会議を開催しており、病院の収入、支出及びその他を検討してきている。5月が減収になったが、8月と9月が増収になったことから、予定額をクリアできそうである。収入額をクリアするためには、医療費という基本となる経費がなければならないため、今回の追加配分には感謝している。

続いて、議長から、附属病院の追加配分について諮られ、審議の結果、異議なく了承された。また、本件に関しては、役員会に提案することが併せて了承された。

議題2 国立大学法人弘前大学人事苦情処理規程（案）について

議長から、本学が独自に自浄作用を持つために設置した人事苦情処理室（知り得るところでは全国で本学と信州大学のみが設置）が作成した人事苦情処理規程（案）について諮りたい旨の発言があった後、総務部長から資料2について朗読があった。

引き続き、次のような質疑応答があり、審議の結果、異議なく了承された。また、本件に関しては、役員会に提案することが併せて了承された。

どのような苦情を想定しているのか。

昇給などの給与に関することや配置換え、場合によっては処分に対する苦情申立が考えられる。

実際にこれまでも苦情申立はあったのか。

法人化前までは、人事上の不服がある場合は、人事院に申立をする制度があったが、法人化に伴い、人事院とは直接関係がなくなったことから、そのような制度もなくなった。苦情申立のような制度がないと、裁判にまで発展することもあり得るので、学内でできるだけ問題を解決するようにしたいことから、この制度を取り入れたものである。

全国で本学と信州大学だけが設置していることを考えると、あまり事例は多くないと考えるが。

事例は多くはないと思うが、法人化前までは、問題があった場合、評議会に調査委員会を設置し、事実関係などの調査をに対応してきた。今後は、人事苦情処理室が機能することになる。

議題3 経営協議会の議事録について

議長から、前回の会議で本協議会の議事録の作成方法について資料3に基づき説明があった後、本協議会としては、会議要旨と録音記録により会議記録を作成したい旨の提案があった。

引き続き、次のような意見交換があった。

議事録の作成に際し要望した点は、情報は全面開示が原則という観点から、協議内容が分かるよう詳細な議事録を作ることが大事であること、発言者を明示すること、議事録をインターネットに載せるなどして広く開示することの3点である。要望された点に基づき議論した結果、要望の趣旨は理解できるが、開示の要請が

どれだけあるのか、また、開示の要請があれば必要な開示の対応をするということで今回の提案をしたものである。

議長提案に賛成である。

議事録は、ホームページ等で公開するのか。また、発言者の明示については、公安委員会などの会議では発言者の氏名は明示すると不都合が生じることから明示していない。本会議と公安委員会などの会議では性格が違うが、議長提案でよろしいと思う。

議事録については、ホームページでの公開を考えている。また、議事録は、事前に各委員に配付し、意見を伺うとともに、重要な議題についてはより詳しく記載することで対応したい。

追加修正された議事録を見るとかなり詳しくなっているため、議長提案に賛成である。

これまでの経験からいうと、議長提案に賛成である。議事録をホームページに公開するということが、役員会や教育研究評議会の議事録もホームページで公開するのか。

既に役員会及び教育研究評議会でも今回と同様の提案をし、承認を得ている。

議事録は正確でなければならない。協議内容を簡略にまとめようとして重要なポイントを外すということがこれまでに再三あった。簡略版にするならば、これからもあり得る。これを防止し、正確を期すためには、個々の発言をなぞるのが最も簡単な方法であると考えられる。詳細に記録するには大変な労力を要し、要約ならば簡単だと思いがちだが、それは間違いである。国語の入学試験をみても、作者の言わんとすることを要約せよという問題の正答率が極めて低いことをみても分かる通り、要約は難しく、人によって回答がまちまちになる。

明らかな間違いや重複を除いて、発言内容を機械的に再現の方がよほど簡単である。なぜならば、頭をそんなに使わなくてもいいからである。要約を作成した後で、発言者の指摘を受けて再三手直しをしている現状は、かえって事務局に多大な負担を強いており気の毒に思っている。

そもそも、事務局に委員の発言内容を取捨選択させることがいいことなのか。この部分は載せる、載せないを判断できるのかどうか疑問である。実際問題として、大学側の説明部分は資料添付で補うこともできる。協議内容については、説明責任を果たす観点から、詳しくするという原則を貫くのがよいと考える。ちなみに、前回の会議録には議事録作成をめぐる各委員のやり取りをそのまま載せていて分かりやすかったように思う。

大学について、より多くの人たちに知ってもらおうという視点を持ち続けるべきだと思う。県民や地域住民に大学についてもっと関心を持って欲しいと願っている。情報がなければ関心の持ちようがない。弘前大学が、うたい文句どおり地域に根ざす大学を目指すならば、最大限の情報開示をすべきである。大学経営に100億円を超える税金を使い、多額の学費や診療報酬を運営の原資にしているから、その領収書として、その使い道と根拠、さらには将来に向けた大学の有り様を明らかにしなければならないと考える。

県民の期待や要望，批判を吸い上げ，それを大学改革に反映させるための基礎資料に会議録がなりうると思っている。コストがかかりすぎるからやらないという議論にはならないと思う。納税者の目を恐れよと申し上げたい。

また，詳細な記録を残すということは，事後検証を可能にする意味を持つ。万が一，経営が目論見どおりいかなかった場合，予期せぬ結果を招いた場合，どこで間違ったのかを詳しく分析できる。弘前大学は，開かれた大学を標榜している。情報こそ開かれなければならないと考える。

各大学のホームページで公開している議事録をみると，議題とそれに対する結論を記載しているのがほとんどであり，発言者の氏名を明示しているものはなかった。議事録を要約したものにした場合，発言者の氏名も明示することはいかなものかと思うが，前回の会議で各委員の意見を聞く限り，発言者の氏名を明示することに関しては，どちらでも良いというような意見だったと思う。

本学の議事録の在り方が他大学の議事録と違っていても良いとは思いますが，旧国立大学時代の評議会の議事録に記号で発言者を明示したことがある。その結果，議事要旨が膨大なものになり，議事要旨を作る事務方が大変な苦勞をしたことから，簡略化した議事要旨に変えた経緯がある。発言者の氏名は省略し，その発言に関心があるのであれば情報公開という形で対応するというものでいかがか。

大学では，学生に自分の言動には責任を持つと教えているはずである。言動に責任を持つということは，顔と名前をさらして社会に向かってものを言うことである。そういうことを大学で教えているのであれば，言行を一致させるべきであると思う。世の中に出てものを言ったり，ものを書くということは，返り血を浴びることもある。それは世の中の決まり事であり，何を言っても良いというのが我々の社会であるから，言動に責任を持つと学生に教えているのであれば，言行を一致させるべきである。批判を恐れてものを言わないというのは情けないことであり，そういう学生を社会に出して欲しくはない。

これまで，議事録の開示を求められたことはあるのか。

評議会の議事録の開示を求められたことはない。ただし，ある事項について評議会でのどのように決まったのかを資料として提供したことはある。

議事録を要約とするのであれば，発言者を記す必要はないと思う。発言者の氏名を記載するのであれば，発言者の全ての発言を記載しなければならないと思うし，ある意見に対しての賛意を表す意見等は省略しても良いと思う。

役員会や経営協議会は，発言者の氏名を明示しても良いと思うが，教育研究評議会は，学生に関する審議事項など発言者の氏名を明示することにより不都合が生じる場合があるので，同じようには考えられない。また，前回会議までの議事要録を見るとかなり個々の発言が詳しく記載されているので，議長提案の議事要録と録音記録にするとした場合，もう少し簡潔な表現になるものとする。

そもそも原則論から考えると，会議要旨に発言者の氏名を記すのはなじまないように思う。会議要旨というのは，その会議がどのような流れで，どのようなポイントとなる意見が出て，どのように決まったのかが分かればよいのであって，誰が発言したのかは特に重要ではないと思う。

本協議会は、大学側で示した予算等について承認する場なのか、あるいは大学の行く末を広く論議し知恵を出し合う場なのか、そのあたりの本協議会の原点を教えて欲しい。

本協議会は、国立大学法人法に規定されている会議であり、大学全体の最終決定は役員会で行うことになる。本協議会は、大学の財政や運営に関して意見を伺うことになっている。また、教育研究評議会は、大学の教育研究に特化した意見を伺うことになっている。当然、可否を伺うだけでなく、提案があれば役員会に諮っていくものであるが、今のところは、大学側で原案を用意し、意見を伺うようになっている。

続いて、議長から、各委員の意見を踏まえ、本会議の議事録の作成方法は、議長提案のとおり会議要旨と録音記録により行うこととし、会議要旨ができた段階で各委員の意見を伺い、重要な点については追加訂正していくなど柔軟な方向で対処していきたい旨の発言があり了承された。また、議長から、会議要旨及び録音記録については、学内規程を整備の上、10年程度の保存年限に規定していきたい旨の発言があった。

議題4 寒冷地手当について

議長から、寒冷地手当の支給について諮りたい旨の発言があった後、昆総務担当理事から資料3-2に基づき、次のような説明があった。

国家公務員の寒冷地手当法に関して、これまで10月末に一括支給していたのを11月から翌年3月までの各月の給与の支給日に支給すること及び支給月額削減に係る経過措置について、現在改正法が審議中である。

本学は、国立大学法人となって公務員ではなくなったが、給与に関しては、国家公務員の給与に準じた給与体系としている。このことから寒冷地手当についても最終的な結論は、過半数代表者や職員組合とも話し合いをしながら出すことになるが、基本的な給与体系を国家公務員の給与体系に準じていることや運営費交付金（人件費）も国から支給されていることを踏まえて、基本的には国の方針に準じて変えていった方がよいのではないかと考えている。

今年度も寒冷地手当を支給するというので、昨年度から継続して予算の措置をしているため、現段階で改正法に準じて支給額を削減すると約4,000万円の余剰金が残ることになる。余剰金の扱いに関しては、学長の下で今後の方向性も考慮した上で、全職員に対して役に立つ方向に使用したいと考えている。

引き続き、議長から、次のような補足説明があった。

余剰金の取り扱いについては、全職員に係る問題であり、等しく別な事業に使用するには金額が少なすぎることで、人件費として全体で150億円を予算措置しているが、前年度比で計上しているため、年度末の退職金の支払いなどでどのような状況になるのか予測がつかない部分もあること、また、寒冷地手当を削減しないで支給した場合の説明責任があることから、来年1月ころに然るべく全学共通の予算に使用したいと考えている。

今後開かれる国立大学協会の席上で正式に伝えられることになっているが、各大学の運営費交付金の余剰金については、文部科学省との協議の中で、各大学で学

生定員をある程度の割合で満たしていれば次年度に残しても良いという方向になりそうである。ただし、寒冷地手当の余剰金がその中に含まれるのかどうかは見通しを持っていない。

事務部で過半数代表者と会って本件について伝えたところ、前年度と同様に今年度も寒冷地手当は予算措置されているので、全額支給してはどうかという意見があったが、10月28日までに正式な文書で回答してもらうことになっている。続いて、次のような意見交換があった。

寒冷地手当の支給は、今後どうなるのか。

5年間は、経過措置があるので資料のような支給方法になると思うが、それ以降はまだ分からない。

余剰金の利用方法は、学長提案として決めるのか。

今のところ、どのように利用するか思い浮かばない。金額が少ないので、当面は人件費としてプールせざるを得ないと思われる。

民間では、今ではこのような手当の支給は考えられない。

世の中がこのような情勢で、各官公庁が改正法のようにしていくというのであれば、仕方がないのではないか。

国がこういう制度になったからというのではなく、法人化になったのであるから、余剰金を学長がトップとして弘前大学ならではの色合いを出すために、有効に活用し、教職員の改革に対する努力に報いるような方向に持って行くべきである。

附属病院は、来年度から経営改善係数2%（2億5000万円）の交付金が削減されることになる。交付金が削減されるために更に増収しなければならないが、そのための原資も必要となる。大学全体としても効率化係数1%の減があるので、余剰金は、そういうことを念頭にきて来年度の収入を確保するための方策に使用して欲しい。

続いて、議長から、余剰金に関しては今年度限りのものであることから、その利用方法に関しては学長に一任してもらい、次回の本協議会に提案したい旨の発言があり、異議なく了承された。

議題5 土地・建物の寄附受入れについて

議長から、資料3-3に基づき、財団法人弘仁会から、在府町にある旧糖鎖工学研究所の土地・建物の寄附の申し入れがあった旨の説明があった後、その受入れについて諮られ、審議の結果、異議なく了承された。

6. 報告事項

1 平成17年度概算要求主要事項について

三國財務担当理事から、資料4に基づき、本学の平成17年度概算要求に係る文部科学省から財務省へ概算要求された主要事項及び文部科学省へ重点事項として要求した施設費について報告があった。

2 国立大学法人弘前大学管理運営規則の一部改正について

総務部長から、資料5に基づき、10月1日からの事務組織の再編及び学内共同教育研究施設の廃液処理施設の廃止に伴う管理運営規則の一部改正について報告があった。

3 事務組織の再編について

議長から、大学の経費節減及び事務の簡素化のために、10月1日から第1次事務組織再編として新たな事務組織でスタートした旨の発言があった後、総務部長から、資料6に基づき、事務局各部及び各学部事務部（医学部を除く。）の再編後の事務組織の概要及び第2次事務組織再編に係る検討課題について報告があった。

7. 次回以降の会議の開催について

議長から、次回以降の本協議会の開催は、次のとおりとしたい旨の発言があった。

次回 平成17年 1月18日（火）13：30～

次々回 平成17年 3月15日（火）13：30～

以 上